(2)　長期修繕計画の作成又は見直しが申請日前五年以内（法第五条の十八第一項の認定の更新の申請の場合にあっては、従前の認定を受けた日から当該申請の日までの間）に行われていること。

(3)　長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、申請日（法第五条の十八第一項の認定の更新の申請の場合にあっては、当該申請の日）から当該計画期間の終了の日までの間に大規模修繕が二回以上含まれるように設定されていること。

(4)　計画期間全体における修繕積立金の総額が計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額を下回らないように設定されていること。

(5)　将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。

(6)　計画期間の最終年度に借入金の残高がないように設定されていること。

(7)　計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。

(8)　法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請の場合にあっては、計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額が次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

イ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額が、計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額（以下「基準額」という。）の〇・六倍以上であること。

ロ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最高額が、基準額の一・一倍以内であること。

5　良好な居住環境の維持及び向上

次に掲げる事項が記載されたマンションの防災に関する方針を記載した書類が作成され、その内容が当該マンションの区分所有者等に周知されていること。

(1)　防災訓練の実施方針

(2)　防災情報及びその周知方法

(3)　防災物資等の備蓄方針

(4)　災害等の緊急時における活動体制

6　その他

都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

別紙三　法第五条の十五第二項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準

（新設）

法第五条の十五第二項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準は、次のとおりとする。

1　管理規約の案（管理規約を既に定めている場合にあっては、当該管理規約。以下この項において同じ。）

(1)　管理規約の案が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(2)　管理者等及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する管理者の選任及び解任について、理事会の決議による旨及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨）が定められており、かつ、管理者等及び監事の選任及び解任を困難にするおそれがある事項が定められていないこと。